

# 令和4年度 第4回沖縄地方最低賃金審議会開催公示

沖縄労働局 一般公示 第4-66号

標記の審議会を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記申込み要領によりお申し込みください。

## 記

1. 日 時 令和4年8月10日(水) 16時～
2. 場 所 那覇第2地方合同庁舎 1号館2階共用大会議室
3. 議 題

- (1) 沖縄県地域別最低賃金改正に係る答申
- (2) その他

なお、議題(1)の答申については、同日に開催される沖縄県最低賃金専門部会において、専門部会の決議が全会一致により最低賃金審議会令第6条第5項の適用がなされた場合には報告となります。

また、同日(8月10日)午後2時から専門部会(非公開)の開催を予定しておりますので、同部会の進捗状況により、開催時間の後ろ倒し又は中止となる場合がありますことを予め御了承ください。

4. 傍聴者数 8人程度 ※1

5. 申込方法等

- (1) 傍聴希望者は、任意様式により、「令和4年度第4回沖縄地方最低賃金審議会傍聴希望」とご記入のうえ、住所、氏名、電話番号(連絡先)を併記し、直接下記窓口<sup>1</sup>に持参されるか、ハガキ、ファックス又は電子メールにて下記の宛先までお申し込みください。なお、申込締切日は令和4年8月10日(水)(午前11時必着)です。

※ 「ハガキ」の場合 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎  
沖縄労働局労働基準部賃金室 宛

※ 「ファックス」の場合 098-862-6798 (沖縄労働局賃金室宛)

※ 電子メールアドレス [chinginshitsu-okinawakyoku@mhlw.go.jp](mailto:chinginshitsu-okinawakyoku@mhlw.go.jp)

- (2) 傍聴できる方に対しては、当局担当よりご連絡いたします。なお、会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。傍聴できない方に対してはご連絡いたしませんのでご了承ください。

6. その他

- (1) 傍聴当日、お申込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がありますので、ご本人であることを証明するものをご持参ください。
- (2) 傍聴される場合には、別紙の「留意事項」を厳守いただきますのでご留意ください。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、感染拡大防止の対策にご協力をお願いします。
- (3) 車いすをご利用になられる方は、その旨をお書き添えください。また、介助の方がおられる場合にはその方のお名前もお書き添えください。

※1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、傍聴者数を縮小する場合があります。

＜お問い合わせ先＞ 沖縄労働局労働基準部賃金室 TEL 098-868-3421

令和4年8月9日

沖縄労働局長 西川 昌登



## 傍聴するに当たっての留意事項

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、以下の事項についてご協力願います。

- ・当日は手洗い、咳エチケット(マスク着用)等の一般感染対策の徹底にご協力をお願いします。
- ・会議室入り口に消毒用機器を設置しますので、手指の消毒にご利用ください。
- ・また、以下に該当する場合には傍聴をお控えいただくようお願いいたします。
  - 感染者と濃厚接触をした方
  - 発熱等の風邪症状がみられる方

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできないこと
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源は必ず切ること
- 3 **写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用を禁止すること**
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎むこと
- 5 審議会委員等の言論に対して賛否を表明し、又は拍手をすることはできないこと
- 6 傍聴中、飲酒および喫煙を禁止すること
- 7 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き原則禁止とすること
- 8 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用を禁止すること
- 9 銃刀類その他危険な物又はプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのある物を持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りすること
- 10 その他、審議会会長及び沖縄地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うこと

なお、これらの事項を順守できない場合には、傍聴の取り消し又は中途退場を命じることがあります。

沖縄地方最低賃金審議会事務局  
(沖縄労働局労働基準部賃金室)